

# 患者・家族メンタル支援学会定款

2015年1月15日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は患者・家族メンタル支援学会 (Society of Mental Support for Patient and Family, 略称SMSPF) と称する。

(事務局)

第2条 本会は下記に事務局を設置する。  
〒980-8575 仙台市青葉区星陵町2-1 東北大学大学院医学系研究科肢体不自由学分野内

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は患者と家族へのメンタル支援に関わる学術研究の交流を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 評議員会、学術総会およびその他の学術集会の開催。
2. 学術機関誌およびその他出版物の刊行。
3. メーリングリストにて各種の案内を行う
4. 内外の関連学術団体等との連絡及び協力
5. その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会員および名誉会員

(種別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

正会員 患者・家族へのメンタル支援に学識又は研究経験のある個人。

準会員 患者・家族へのメンタル支援に関心のある学部学生。

賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体。

顧問 当領域に著名な研究業績ないし社会活動業績を有する個人。

任期はない。

名誉会員 永年本会会員として本会に尽力した個人または団体。任期はない。

(会員の権利)

第6条 会員は学術総会に出席して学術研究の発表の資格を持つ。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は入会申込書を本会事務局に提出する。

(年会費)

第8条 正会員および準会員の年会費は有料とする。

2. 賛助会員は会務総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

3. 顧問・名誉会員は年会費を納めることを要しない。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は次の各号のいずれかを理事会の議を経て行うことができる。

① 本会ホームページのしかるべき箇所にリンクを形成して賛助会員名を公開する。

② 本会の機関誌に賛助会員名を掲載する。

③ ニュースレター掲載の場合は、電子メールで案内の時に会員に賛助会員名を伝達される。

2項 掲載の依頼先は本会事務局あてとして、広告担当委員がその適否を審査し、事務局に回答する。

3項 賛助会員は別途定める賛助会費を納める必要がある。

(学会機関誌の配布)

第10条 賛助会員には学会機関誌を配布する。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会申請をしたとき。

2. 後見開始の審判又は補佐開始の審判を受けたとき。

3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

4. 2年以上会費を滞納したとき。

5. 除名されたとき。

(休 会)

第12条 休会届けは認めない。

(退 会)

第13条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を本会事務局に提出しなければならない。

(除 名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、理事長が除名 することができる。

1. 本会の定款又は規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第15条 既納年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員および運営委員

(役 員)

第16条 本会は、理事会の推薦により評議員会の承認をもって次の役員を置き、本会の運営を執行する。これらの役員の任期は原則として4年とする。ただし、任期途中で辞任を妨げない。

理 事 長：1名。任期4年。再任を認めない。

事務局長：1名。任期4年。再任を認めない。

理 事：若干名。任期4年。再任を妨げない。

監 事：2名。任期4年。再任は認めない。

1. 理事長および理事は2期続けて理事会に出席しない場合はその資格を失う。ただし、委任状提出の場合はその限りではない。

(評議員)

第17条 本会は理事会への推薦をもって会員の中から評議員を選任する。

評 議 員：若干名。任期4年。再任を妨げない。

評議員は2期続けて評議員会に出席しない場合はその資格を失う。ただし、委任状提出の場合はその限りではない。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は次のように定める。

1. 理事長は本会を代表し、会務を執行する。また、年次会務総会を主催し、随時、理事会等を議長として召集する。
2. 理事長は理事会に出席して、学術総会開催とその他の会務との連絡、運営の円滑化に努力する。
3. 理事は会務を審議・運営する。また理事会に参加し、本会の重要な事項を審議する。
4. 理事長および理事は本会の運営に必要な資金の確保に協力する義務を有する。そのために、会員の確保および募金活動を行う。
5. 監事は本会の会計およびその他の会務を監査し、その結果を理事会ならびに評議員会に報告しなければならない。

(運営委員)

第19条 本会は次の委員によって会務を運営する。

会員資格委員：理事以上の役員の内1名が委員長として運営する。任期4年。再任を認めない。

機関誌編集委員：理事以上の役員の内1名が委員長として運営する。任期4年。再任を認めない。

学術総会会長：評議員以上の役員の内1名が学術総会を当該会長として主催する。任期1年。再任を認めない。

そ の 他：適時、専門委員会を設け、会員の学会活動の促進を行う。

役員の内1名が委員長として当該委員会を運営する。

(監事の職務)

第20条 監事は本会の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

1. 会計を監査すること。
2. 理事の業務執行状況を監査すること。
3. 会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを評議員会に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、評議員会又は理事会の招集を、請求し、若しくは招集すること。
5. 監事は理事会に出席することができる。ただし議決には加わらない。

(役員等の選考方法)

第21条 名誉会員および役員の選考方法は別に定める。

(職員)

- 第22条 本会の事務処理するため、必要な職員を置く。
2. 職員は理事長が任免する。
  3. 職員は有給とする。

## 第5章 評議員会および学術総会

(種別)

第23条 評議員会は理事長が主催し、重要会務についての審議決定を行う。評議員会における議決は出席者の多数決による。学術総会は年次総会会長が主催し、会員が研究発表を行う。

(評議員会)

第24条 評議員会は毎年1回理事長が招集する。評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 臨時評議員会は、理事会が必要と認めるとき理事長が招集する。
3. 前項のほか、正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったときであって請求が正当と認められる場合、又は第20条第4号の規定により、監事から召集の請求があったときには、理事長はその請求があった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
4. 評議員会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は機関誌の広告をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第25条 評議員会の議長はその総会において出席評議員の中から選出する。

(評議員会の議決事項)

第26条 評議員会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項。
2. 事業報告及び収支決算についての事項。
3. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(会員資格委員会への諮問)

第27条 会員資格委員会は、会員の本会に関わる活動を学術的見地から適正化を促進するため、本会内外からの会員の活動の審議要請を受け、評議員会に諮る。

(評議員会の定足数等)

第28条 評議員会は評議員現在数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示したものは、出席とみなす。

2. 評議員会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員への通知)

第29条 評議員会の議事の要領及び議決した事項は全会員に通知する。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(理事会の招集等)

第31条 理事会は毎年1回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときであって請求が正当と認められる場合又は第20条4項の規定により、監事から召集の請求があったときは、理事長はその請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。
4. 上記の議事は、電磁的方法によることを妨げない。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示したものは、出席とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(年次学術総会)

第33条 学術総会会長の選出に関しては立候補制とし、複数の候補者が存在するときは、理事長の推薦により、評議員会の承認を得る必要がある。候補者がいない場合は、理事長が候補者を選定し、理事会および評議員会に諮る。

第34条 学術総会での代表発表者は本会の会員に限る。ただし、学術総会の聴衆のみの参加の場合非学会員でも良い。

(教育・研修会および特別学術集会)

第35条 教育・研修プログラムおよび特別学術集会は理事会の承認を得て開催する。

## 第6章 機関誌、単行本およびニュースレター

(機関誌と単行本)

第36条 本会は会員の研究発表のため機関誌（和文名「患者メンタル支援学会誌」、英語名Journal of Mental Support for Patient and Family）を年間数次にわたり刊行する。本会会員および賛助会員にはその機関誌を配布する。

2. その編集委員会の組織は別に定める。
3. 機関誌の投稿規定は別途定める。
4. 本会会員以外の方は年間2万円にて特別購読ができる。

第37条 本会の機関誌と単行本は著作物の国際識別のためにそれぞれ固有のISBN番号ならびISSN番号を付して発行する。

## 第7章 年会費および参加費

(本会年会費)

第38条 有料のプログラムへの場合には個別に参加登録し、その参加費を収めなければならない。

第39条 本会の会員は各種学術集会の参加費の割引、日本語メーリングリストの受信、専用欄の閲覧ができ、最新の関連情報を取得できる。

## 第8章 資産

(資産の構成)

第40条 本会の資産は次に掲げるものを持って構成する。

1. 入会金及び会費。
2. 財産から生じる収入。
3. 事業に伴う収入。
4. 寄付金品。
5. その他の収入。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第9章 予算および経費

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年次開始前に、理事会の議決を経て、評議員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

2. 各事業の責任者は、執行年次の前年の評議員会開催時まで、理事会へそれぞれの事業の年次予算と支出計画を報告し、評議員会の承認を得る必要がある。

(例) 2016年次の各事業の予算と支出計画は、2015年10月の学術総会の際に開催される理事会および会務総会で承認を必要とする。

3. この措置は2016年次から実施し、各事業の2015年次分は後述する事業報告書の提出だけとする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年次の予算に準じ収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第44条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年次終了後、理事長が事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の議を経て、その会計年次終了後3月以内に評議員会に報告しなければならない。

2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、翌年次に繰越すものとする。

3. 年次学術総会会長は総会終了後6ヶ月以内にその事業報告書を監事に提出し、監事の承認後、理事会に提出する。会計の残金がある場合は学会に移管する。

4. 雑誌編集の編集長は年次末より3ヶ月以内に事業報告書を監事に提出し、点検を受ける。監事の承認後、理事会に報告する。会計の残金がある場合は学会に移管し、編集部分の繰越金とする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年次の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(会計年次)

第46条 本会の会計年次は、毎年8月1日に始まり、7月31日に終わる。

第10章 広報および会員への情報伝達

第47条 本会は会員に対する情報伝達手段は機関誌、ホームページ、事務連絡用メーリングリストおよびポスターとする。

第11章 会則の変更、解散、その他

(会則の変更)

第48条 この会則は、理事現在数および評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第49条 本会の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会の解散のときに有する残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、本会と類似の目的を有する公益法人に寄附する。

付 則

第1条 本会の設立年月日は平成27年1月15日とする。

第2条 本会則は平成27年2月1日より発効する。

第3条 本会は当分の間「任意団体」とし、法人格を付与しない。

## 顧問・名誉会員および役員選考規定

### 第1章 顧問および名誉会員

- 第1条 定款第5条に定める顧問および名誉会員は、広く会員の中から候補者が選考される。
- 第2条 顧問および名誉会員の決定は、理事会においてその資格を審議し、総会で承認されなければならない。
- 第3条 顧問の資格審議に当たっては次のような基準によるものとする。
1. 当領域に著名な研究業績ないし社会活動業績を有する個人。
- 第4条 名誉会員の資格審議に当たっては次のような基準によるものとする。
1. 永年本会会員として本会に尽力した個人。
  2. その他特に本会会員として名誉会員の称号にふさわしいとみとめられた個人。

### 第2章 役員

- 第5条 次期評議員の選考は次の方法による。
1. 評議員候補者は顧問および名誉会員を除く全会員より選出する。その選挙により5名以上の会員による投票を得なければならない。選挙は会員あたり1名を投票できる。
  2. 上記候補者については、会務総会の議を経て、理事長が委嘱する。
  3. 理事長ないし本会の公式な学術集会の開催責任者が、その運営上評議員の追加を必要とする場合は、上記の1および2を当てはめない。
  4. 評議員の定数はない。
- 第6条 次期理事の選出は次の方法による。
1. 評議員より選出する。この選挙により理事は5名以上の評議員の投票数、および幹事は3名以上の評議員の投票数を必要とする。
  2. 理事長ないし本会の公式な学術集会の開催責任者が、その運営上理事の追加を必要とする場合は、上記の1を当てはめない。
  3. 理事の定数はない。
- 第7条 次期会計監査は理事会の議を経て、顧問ないし理事に委嘱する。
- 第8条 次期理事長の選出は、旧理事長の下での上記の方法で新たに選出された理事の中から、評議員以上の者の評決による。初代は発起人代表者とする。理事長の再任は認めない。